

## 勧誘方針

MF S インベストメント・マネジメント株式会社は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」第10条における「勧誘方針」を下記の通り定め、この勧誘方針に基づいて、投資一任契約、投資助言契約の勧誘を行ないます。

### 1. お客様の知識、経験、財産の状況及び投資一任契約、投資助言契約を締結する目的に照らして配慮すべき事項

- ・ 当社は、お客様の知識、経験、規模・性質・リスク許容度等の財産の状況、投資の目的等を十分把握したうえ、お客様の意向と実情に照らして適切と考えられる投資一任契約、投資助言契約をお勧めいたします。
- ・ 投資一任契約、投資助言契約をお勧めするにあたっては、当社はおお客様の知識、経験、財産の状況及び投資目的に照らして、お客様に理解されるために必要な方法及び程度に配慮し、商品内容やリスク内容等の適切な説明に努めます。

### 2. 勧誘の方法及び時間帯に関しお客様に配慮すべき事項

- ・ 勧誘にあたっては、常にお客様の信頼の確保を第一義とし、お客様本位の投資勧誘に徹します。
- ・ 当社においては、法令・諸規則を遵守し、且つ合理的な根拠に基づき勧誘を行なうよう努めます。
- ・ 当社においては、電話や訪問による勧誘は、お客様のご事情を勘案のうえ、適正な時間帯に行ないます。勧誘に際しご迷惑が生じた場合には、下記までご連絡ください。

### 3. その他勧誘の適正の確保に関する事項

- ・ 当社においては、「金融商品取引法」「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」等の法令及び「日本投資顧問業協会」の諸規則を遵守し、適切な勧誘が行なわれるよう、内部管理体制の強化に努めます。
- ・ 当社の役職員は、お客様の信頼と期待を裏切ることのないよう、常に知識・技能の修得、研鑽に努めます。
- ・ 当社では不適切な勧誘が行なわれないよう、役職員に対し十分な社内研修を行なっております。お気づきの点がございましたら、下記までご連絡ください。

#### 連絡先

コンプライアンス・オフィサー 電話：03-5510-8550